

## 臨床における倫理方針

1. 患者の人権を尊重し、患者と医療従事者が協力して、患者中心の医療を行います。
2. 医学的適応を確認し、最良の医療を行います。
3. 患者の理解力に応じて、医療内容やその他必要事項について、十分に説明し、信頼を得るよう努めます。
4. 患者の個人情報保護を、職務上の守秘義務を遵守します。
5. 生命倫理に関する法令、ガイドラインに従った医療を行います。

### 5-1) 有益な治療の拒否への対応

治療によって生じる負担と利益を明確に説明し、患者の自己決定を尊重します。

### 5-2) 輸血療法拒否対応

宗教上の理由などから輸血を拒否される患者には、輸血療法拒否患者対応マニュアルに従い、適切に対応します。

### 5-3) 身体抑制

やむを得ず身体を抑制し、行動を制限する必要がある患者には、身体抑制マニュアルに従い、適切に対応します。

### 5-4) がん告知

知る権利に関するインフォームド・コンセントを徹底し、原則として、がん告知を行います。

### 5-5) 終末期医療

終末期医療ガイドラインに従い、患者、家族と

相談の上、患者の意思に基づいた医療を行います。また、可能な限り、疼痛やその他の不快な症状を緩和し、精神的、社会的援助も含めた総合的な医療及びケアを行います。

### 5-6) 生殖・周産期医療

倫理性、社会性を担保するため、日本産婦人科学会及び遺伝関連学会による遺伝学的検査に関するガイドラインを遵守します。

### 5-7) 臓器移植

患者がドナーカードを提示し、臓器提供の意思を表示された場合、または、死亡後に、遺族から臓器提供の申出があった場合、日本臓器移植ネットワークと連携し、適切に対応します。

6. 医療の進歩に必要な研究を法令、国のガイドラインに従い、適切に実施します。治験に際しては治験取扱規則に従い治験審査委員会に諮って実施し、臨床研究に際しては臨床研究内規に従い倫理委員会に諮って実施します。
7. その他対応が必要な事例が生じた場合は、その都度、生命倫理に関する法令、ガイドライン、当院規定により検討し、必要に応じて倫理委員会において審議し、最良の方針を決定します。

以上